

## ゲノミック育種価（GEBV）にかかる検査取扱要領

一般社団法人滋賀県畜産振興協会

制定 令3年4月1日

### （趣旨）

第1 本会は、肉用牛の繁殖者が自ら飼育する黒毛和種のゲノミック育種価（GEBV）（以下、「G育種価」という）情報を得られるよう、一般社団法人家畜改良事業団（以下、「家畜改良事業団」という）が行うG育種価にかかる検査を依頼して実施する。

肉用牛の改良には、家畜改良事業団が公表した種雄牛（父牛）のG育種価情報を活用し、繁殖牛（母牛）の各形質のG育種価にあった種雄牛を選定することで、優良な繁殖素牛や肥育素牛を生産することができる。

### （対象）

第2 検査は、本県で飼育される黒毛和種で、登録牛または登録を受けようとするものを対象とする。

### （申込）

第3 検査を受けようとする者は、別に定める「肉用牛ゲノミック評価申込書」を滋賀県畜産技術振興センター（本会 日野分室）に提出する。

2 申込みにあたって、この検査結果を利用して得られたG育種価を滋賀県畜産技術振興センター（本会 日野分室）が指導・支援に用いることを同意するものとする。

### （検査試料の採取と送付）

第4 検査試料は原則として毛根とし、滋賀県畜産技術振興センターの担当者が申込者と日程を協議し、採取を行うものとする。これに際して、申込者は協力するものとする。

2 検査試料及びその採取、送付の方法は家畜改良事業団が定めにより、滋賀県畜産技術振興センターが家畜改良事業団に送付する。同時に、本会へもその写しを送付する。なお、検査に適さない試料については、再度、試料の採取と送付することがある。

### （料金）

第5 検査料は次のとおりとする。

- |              |         |
|--------------|---------|
| （1） 1検体      | 18,150円 |
| （2） 追加検査項目1件 | 2,420円  |

※検査料単価は税込（10%）とする。

- 2 本会は家畜改良事業団への申込書の写しに基づき、申込者に検査料金を請求する。
- 3 申込者は、検査料金の請求に基づき、検査料を納付するものとする。
- 4 本会は、家畜改良事業団の請求に対し、検査料金の精算支払を行う。

### （親子判定）

第6 G育種価にかかる検査に伴う血統調査の結果、血統に疑義が生じた時には、公益社団法人全

国和牛登録協会が定める「遺伝子型検査要綱」に基づき親子判定を行う。親子判定に要する費用は申込み者が全額を負担しなければならない。

2 血統疑義を解消するための親子判定が可能であるにも関わらず、これに必要な試料採取や血統に関する調査を拒否したときは、公益社団法人全国和牛登録協会の判断により当該牛の登録を取消されることがある。

(G育種価情報の管理・利用)

第7 本会は、家畜改良事業団から報告のあったG育種価情報について適正に管理する。

(報告書の交付等)

第9 本会は、G育種価にかかる検査を終了したときは、家畜改良事業団が発行する報告書を申込者に交付するものとする。併せて、その写しを滋賀県畜産技術振興センターに送付する。

(改良・交配指導)

第8 滋賀県畜産技術振興センターは、家畜改良事業団が発行した報告書に基づき、改良や交配に係る助言指導を行う。

(施行)

第10 この要領は令和3年4月1日から施行する。

# 肉用牛ゲノミック評価申込書

一般社団法人 滋賀県畜産振興協会 会長 様

申込年月日 \_\_\_\_\_

[ 私、本社 ] は、滋賀県畜産技術振興センターが検査結果を指導・支援に活用することを同意し、肉用牛ゲノミック評価個体一覧表の牛について検査を申込みます。

(請求先)  
 申込者名: \_\_\_\_\_  
 申込者住所 \_\_\_\_\_  
 電話番号 \_\_\_\_\_  
 Eメール \_\_\_\_\_

Tel \_\_\_\_\_ E-mail \_\_\_\_\_ @ \_\_\_\_\_

## 肉用牛ゲノミック評価個体一覧

No.	個体識別番号	登録番号	名号	性	双子	生年月日	父名号	父登録番号	母名号	母登録番号	母個体識別番号	産地	所有者	評価形質のコード
									血統上の母牛(ドナー)					
	10桁 (0123456789)	基本:黒〇〇〇〇 本原:黒原〇〇〇 <×高等登録番号>		♂:1 ♀:2	単子:1 双子:2			基本:黒〇〇〇〇 本原:黒原〇〇〇 <×高等登録番号>		基本:黒〇〇〇〇 本原:黒原〇〇〇 <×高等登録番号>	10桁(0123456789)	県名		1: 枝肉形質のみ 2: 枝肉形質と脂肪酸組成形質 3: 脂肪酸組成形質の追加
1														
2														
3														
4														
5														
6														
7														
8														
9														
10														
11														
12														
13														
14														
15														
16														
17														
18														
19														
20														

※<×高等登録番号> 高等登録番号は使用しない